

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する

政 策 評 価 書

平成 25 年 6 月

総 務 省

前 書 き

少子高齢化、人口減少、グローバル化を始めとする時代の大きな変化の中で、これまでの働き方のままでは、個人の活動だけでなく、社会全体や個々の企業・組織は持続可能なものではなくなるおそれがあり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は極めて重要な課題となっている。

こうした背景等から、仕事と生活の調和の実現に向けて官民が一体となって取り組んでいくため、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者及び関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）が策定された。

憲章において、仕事と生活の調和が実現した社会を実現するためには、具体的に、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとされ、同時に、同会議において、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が策定され、これにより企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針が定められた。

その後、政労使のトップの交代、また、経済情勢等の変化や、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正等の施策の進展を踏まえ、平成 22 年 6 月、同会議において、憲章及び行動指針が改定された。

改定された行動指針において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目（指標）についても見直され、取組が進んだ場合に達成される水準として、新たに平成 32 年等の数値目標が設定されている。

この政策評価は、憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

目 次

	頁
第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点	1
4 政策効果の把握の手法	1
(1) ロジック・モデルの作成	1
(2) 統計分析の実施	1
(3) 事例分析の実施	2
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
第2 政策の概要	4
1 政策の背景事情等	4
2 政策の体系等	5
(1) 政策の体系と評価の対象	5
(2) 政策目標	6
第3 政策効果の把握の結果	9
1 ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状	9
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況	9
(2) 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等	16
(3) 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等	30
2 指標及び国の施策・事業の有効性等	35
(1) 就業率及びフリーターの数	36
(2) 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	43
(3) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合及び年次有給休暇取得率	49
(4) メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	66
(5) 在宅型テレワーカーの数	82
(6) 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	89
(7) 自己啓発を行っている労働者の割合	95
(8) 第1子出産前後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率	100
(9)-1 保育等の子育てサービスを提供している割合 （保育サービス（3歳未満児））	116

(9)-2 保育等の子育てサービスを提供している割合 (放課後児童クラブ(小学1年～3年))	124
(10) 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	133
3 事業主としての国のワーク・ライフ・バランスへの取組状況	141
(1) 職員のワーク・ライフ・バランスへの取組状況	141
(2) 公共調達におけるワーク・ライフ・バランスの推進方策の取組状況	149
第4 評価の結果及び勧告	153
1 評価の結果	153
2 勧告	159

〔関係資料〕

	頁
資料1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定。平成22年6月29日改定)	163
資料2 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定。平成22年6月29日改定)	166
資料3 本評価に係る実地調査担当部局、調査対象機関等	174
資料4 ロジック・モデルの例	175
資料5 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会委員名簿	192

〔参考資料〕

	頁
参考資料1 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査の概要	193
参考資料2 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査 (事業所調査票)	194
参考資料3 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査 (就業者調査票)	200
参考資料4 ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査結果 統計表	206